

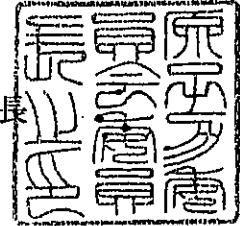


府政科技 4 1 8 号

平成 2 8 年 4 月 2 6 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認
(臨界実験装置の変更) について (答申)

平成 2 8 年 4 月 1 3 日付け原規規発第 1 6 0 4 1 3 2 号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下、「法」という。) 第 2 6 条第 4 項において準用する法第 2 4 条第 1 項第 1 号に規定する承認の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用について

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用の目的（原子炉の核特性等に関する基礎研究、開発研究及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原子炉施設に保管する方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。